

東京医科大学医学部医学科一般入試における女性に対する差別的取り扱いについての会長声明

2018年（平成30年）9月27日

兵庫県弁護士会

会長 藤掛 伸之

学校法人東京医科大学内部調査委員会が作成した平成30年8月6日付け調査報告書（以下「調査報告書」という。）により、東京医科大学医学部医学科（以下「東京医科大学」という。）が平成30年度一般入試二次試験において、女性受験生に対して、一律に不利な得点操作を行ない、女性であることのみを理由とする不利な取り扱いを行っていたことが明らかになったとともに、得点操作が10年以上の長期にわたり行われてきた可能性が指摘された。

女性受験者に対するこうした一律の不利な得点操作は、医師を志して勉強し医学部を受験した女性に対する重大な差別であって、性別による不合理な差別的取り扱いであり法の下の平等を定めた憲法14条1項、能力に応じて等しく教育を受ける権利を定めた憲法26条1項、教育の機会均等を保障する教育基本法4条、さらには、将来の職業選択の自由を保障する憲法22条の要請に反する。

この点、東京医科大学が私立大学であって、その自主性・自律性が尊重されるべきことを考慮しても、今般明らかになった女性受験生に対する不利益な扱いは、性別による不合理な差別をはじめ、こうした憲法及び法律上の原則に悖る深刻な問題であり、到底許されるものはない。

不公正な操作の背景には、「女性は年齢を重ねると医師としてのアクティビティが下がる」という点が挙げられている。これは、女性には出産や育児による労働の中断や短縮、勤務形態が限られてくる可能性があるといった、性別役割分業の考え方に根ざした議論であり、女性の職業的な貢献を不当に低く評価するものである。そもそも家庭生活を営み、子を持ちその養育のために相当の活動することは、すべての人が人間として生きるうえで保障されなければならない、家事・育児による労働時間の制約を当該労働者への不利益に扱うことを回避するために、男女労働者の働き方をワークライフバランスの観点から見直すことが求められている。それゆえ本来、男女労働者が、等しく家事・育児を担いつつ職業生活を継続できるよう、性別役割を解消し労働環境を改善することこそ推進されるべきであるのに、これを是認したまま、専門教育の入り口において性を理由に女性の進学を制限するようなことは、教育機関として到底許されない。

以上のとおり、今回の東京医科大学の問題は、女性に対する差別的取り扱い、権利侵害が専門教育へのアクセスにおいても根強く残っていることを明らかにした。まずは、東京医科大学はただちにこの問題を調査し実態を明らかにしたうえで、性差別により不利益を受けた受験生への真摯な救済措置を取るとともに、入試の是正、再発防止に取り組むべきである。

また国は、学校教育法98条に基づき文部科学大臣が私立大学を所轄し、東京医科大学に対し年間20億円を超える私立大学等経常費補助金を支給するほか、2013年以降文部科学省の「女性研究者研究活動支援事業」として3年間で8000万円を超える補助金を支給したとのことである。これら国の補助金は、医師養成課程の性差別を解消し、公正に良質な医師を養成するための教育活動に向け支給されるのであるから、東京医科大学で女性受験者に対するあからさまな差別的取り扱いが発覚したことを厳しく受け止める必要がある。国は、他大学医学部を含め、入学試験における女性差別の実態を徹底的に調査し、再発防止のために補助金支出の見直しを含め文部行政の検証と改善を図るべきである。

加えて、国は、今般の問題により改めて明らかになった、医療現場が家族的責任と両立しがたい労働慣行によって維持されている事実に向き合い、医療従事者の労働環境の実態把握、必要な改善措置等に積極的に努めるべきである。男性を含めた医療従事者全体の労働環境の改善は、医療従事者の心身の安全にとどまらず、ひいては、医療を受ける市民の生命、健康にも直接・間接的な影響を与えるものであり、これも国の責務といえるからである。

以上